

広島地方裁判所三次支部令和5年令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件

文 書 提 出 命 令 申 立 書 (1)

原告 高野邦夫

被告 福永孝

令和6年3月3日作成

広島地方裁判所三次支部 御 中
記

- 原告は原告主張事実立証ため、民事訴訟法第220条の規定により、文書の所持人である福永孝弁護士=警察本部監察室に対し、当該文書の提出を求める申立てをします。
- なお当該文書は、庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第14号(被告=広島県)で乙第1号証として提出されたものです

一 文書の表示

被告答弁書で「平成29年6月9日に庄原区検察庁に送致済である(乙1)」と記載中の乙1=甲第2号証の原本。

4 次に、①については、本件請求についての立証責任は原告にあるところ、本件別訴1において、被告福永が、広島県の代理人として証拠提出した甲2号証の庄原警察署作成の送致番号簿の記載の内容が虚偽であることの立証は何らなされていない。甲2号証の内容は事実であるから(甲2号証には、そもそも本件刑事事件が告訴事件か否かについて何ら記載はなく、罪名、被疑者名等及び本件刑事事件が庄原区検察庁に6月9日に送致されたことしか記載がなく、記載内容はいずれも事実である。)、原告の請求は認められない。

二 文書の趣旨

被告が答弁書で主張している事実の根拠とされている文書(送致番号簿)。

三 文書の所持者

被告=福永孝弁護士=警察本部監察室

四 証明すべき事実

当該文書が原告主張の通り、有形偽造事実の立証。

五 文書の提出義務の原因

被告が答弁書で主張している事実の根拠とされている引用文書で、民事訴訟法第220条の文書に該当する。

★民事訴訟法第220条(文書提出義務)

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
- 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。

四 以下省略

以上原告 高野邦夫